

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 秩父市 (都道府県: 埼玉県)

本事業の担当部局名 総合政策部総合政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	秩父市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	16,650,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 秩父市は、「第2期秩父市総合戦略」(R2～R6年)、「第2期秩父市子ども・子育て支援事業計画」(R2～R6年)に基づき、少子化対策・子育て支援を積極的に行っている。婚姻数の現象はコロナ禍後も継続しており、出会いの機会の創出ならびに経済的な支援を行うなどの対策が必要である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 過年度に引き続き、男女に対し出会いの機会を提供する事業として婚活イベントを継続、県の結婚支援センターである恋たまへの登録促進を行う。また、男性に向けては婚活の悩みに沿ったセミナーの実施、及びイベント参加後の婚活相談などの機会を設け、伴走型支援のあり方を模索する。女性に向けてはイベントでの費用負担の軽減、及び女性向けセミナーの実施やイベントにファシリテーターとして婚活アドバイザーを呼ぶことで女性の結婚へ向けたモチベーション維持へ向け重点的な推進を行う。 また、結婚新生活支援事業を実施し、結婚を希望する男女への補助金交付を行うことで、結婚に伴う費用へ向けた経済的な不安を解消する。</p> <p><本個別事業の位置付け> 第2期秩父市総合戦略において、4つの基本目標「1 多様な企業支援により安定した雇用を創出する」、「2 豊富な地域資源を活用した新しいひとの流れをつくる」、「3 未来のための結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「4 住み続けたい安心・安全な地域をつくる」を掲げている。本事業は、結婚を契機として発生する費用について、経済的に支援することにより、若者の結婚の希望をかなえることに寄与することから、基本目標「3 未来のための結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に位置づけられる。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 有			
※(注)3 【その他独自要件】			

2. 申請見込

①新規世帯見込	28	世帯	②継続世帯見込	9	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	20	世帯		
	その他	8	世帯		

【世帯数積算根拠】

29歳以下: 20世帯(申請見込) × 600千円(補助金上限額) = 12,000千円
 30~39歳以下: 8世帯(申請見込) × 300千円(補助金上限額) = 2,400千円

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	35 世帯
~12月(実績)	9 世帯
1月~3月(見込)	26 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	20 世帯 × 600,000 円 =	12,000,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	8 世帯 × 300,000 円 =	2,400,000 円	
	(継続補助)	2,250,000 円	
	合計	16,650,000 円	

3. 広報の実施予定

市報や市ホームページに掲載し、広く市民に周知する。また市民課の窓口にて婚姻届受理の際に該当世帯に制度の案内をする。また結婚相談所や不動産会社、保険会社等へチラシを配架、配布の協力をお願いし、加えて地域のラジオや市の情報発信の場においても制度の周知を図る。

	KPI項目	単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	合計特殊出生率	%	1.5 (令和6年度)	1.06 (令和4年度)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.06 (令和4年度)		
	婚姻件数	件	159 (令和4年度)		
	婚姻率		2.7 (令和4年度)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値	
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	65	38
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	66
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県は、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援において、相談員が国の定める育成モデルプログラムを受講し、相談サービスの向上を図る。またオンライン等による相談業務を引き続き実施する。参加市町村は、結婚支援に関するボランティアや相談員等を選定し、国の定める育成モデルプログラムを受講した上で相談業務に従事させる。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	地域の結婚相談所や不動産会社等に対し、チラシの配架、配布を依頼し、幅広く市民へ情報を提供する。また保険会社に対し、新婚世帯等へピンポイントで同制度の説明、周知に協力いただき、利用促進につなげる。				